

## アップル認定プログラム契約書

### 契約条件

「同意します」をクリックすることにより、認定者は、本アップル認定資格プログラム契約書（以下「本契約」といいます）に基づく試験、認定、および任意のサービスを規制する以下の契約条件を読み、同意することを了解していただいたこととなります。本契約の契約条件に同意されない場合は、「同意します」をクリックせず、試験の教材を取得したり、アクセスしないでください。本契約は、認定者が「同意します」をクリックした時点で有効になります。

本契約は、以下に規定する通り、認定者とアップルとの間で締結されます。本契約に同意することにより、認定者は、ここで参照することにより、本契約に組み込まれ本契約の一部となるオンライン上の [www.apple.com/legal/certification](http://www.apple.com/legal/certification)（以下「アップル認定公開ウェブサイト」といいます）に掲載されているアップル認定資格プログラムロゴ使用ガイドライン（以下「ロゴ使用ガイドライン」といいます）の各条項および適用されるアップル認定ポリシー（以下「ポリシー」といいます）の契約条件を読み、同意お読みいただき、同意していただいたこととなります。本契約の各条項（ロゴ使用ガイドラインおよびポリシーを含みます）に同意されない場合、オンライン試験を受けないでください。本契約の各条項は有効に存続し、認定者が取得した認定に対するいかなる試験にも適用されます。

1. 定義 本契約において使用される場合、次の用語は以下に定める意味を有します。
  - 1.1 「アップル認定資格プログラム」とは、本契約に規定する認定プログラムのことをいいます。
  - 1.2 「アップル認定者」とは、必要な試験に十分な成績で合格し、適用されるアップル認定資格プログラムで設定されているすべての認定要件を満たし、アップル認定資格プログラムで要求される追加の要件と再認定を満たすことにより認定を保持し、本契約に従ってアップル認定証を使用する資格を与えられている個人のことをいいます。

- 1.3 「アップル認定証」（「認定証」）とは、アップル認定資格プログラムに基づいてアップルにより設定された任意の認定証のことをいい、認定者は、1つ以上のアップル認定プロフェッショナル試験に合格し、アップル認定資格プログラムの要件を遵守することにより使用を許可されます。アップル認定証には、次のものが含まれます（ただし、これらに限定されません）：Apple Certified Associate、Apple Certified Pro、Apple Certified Trainer、Apple Certified Support Professional、Apple Certified Technical Coordinator、Apple Certified System Administrator、Apple Certified Specialist – Deployment、Apple Certified Specialist - Directory Services、Apple Certified Specialist - Security and Mobility、Apple Certified Xsan Administrator、Apple Certified Media AdministratorおよびApple Certified Macintosh Technician。アップルは、独自の裁量により、アップル認定資格プログラムに対して随時追加のアップル認定証を追加することができます。
- 1.4 「アップル認定資格試験」（「認定（資格）試験」または「試験」）は、アップル認定資格プログラムの受験者またはアップル認定者、それぞれアップル認定資格プログラムを通じて認定を取得するかまたは保持するために十分な成績で合格しなければならない、アップルによって制定された任意の試験のことをいいます。
- 1.5 「認定」とは、必要なアップル認定資格試験に合格し、任意のアップル認定証を使用する資格を得るために本契約において提示されているその他の要件を満足し保持していることをいいます。
- 1.6 「機密情報」とは、アップルの認定試験認定資格試験に関連する任意の情報およびアップルからの任意の情報のことをいい、これには、一般には開示されておらず（試験の問題および回答の用語と内容を含みます）、アップルが認定者に対して開示している情報を含みます。ただし、機密情報には次の情報は含まれません：（a）認定者の側での過失または違反によらず現在または後で一般的に利用可能になった情報、（b）アップルにより認定者に開示される前に認定者が正当に所有していたことを明示できる情報、（c）機密情報を使用することなく認定者が独自に開発された情報、または（d）認定者に対して制限なく譲渡または開示する権利を有する第三者から認定者が正当に取得した情報。

1.7 「アップル認定ロゴ」（「ロゴ」）は、アップル認定資格プログラムを識別するために使用されるロゴのことをいい、その使用条件はアップル認定公開ウェブサイトに掲載されているロゴ使用ガイドラインに提示されており、ロゴのデザインについては関連するポリシーを参照してください。アップルは、各ウェブサイトに最新バージョンを掲載することにより、独自の裁量で随時、アップル認定ロゴを変更したり追加したり、あるいはロゴ使用ガイドラインや個々のデザインを改訂することがあります。

2. 目的 本契約の各条項（ロゴ使用ガイドラインおよびポリシーを含みます）を前提として、認定要件を満足した個人はアップル認定者となり、各自が取得した認定に応じてアップル認定証およびアップル認定ロゴを使用する資格が与えられます。

### 3. 認定

3.1 認定 要件を満足し、適用される試験に合格すると、アップルによる認定の対象となります。認定要件は、アップル認定公開ウェブサイトで公開されるポリシーで説明されています。

3.2 認定の継続 認定には、アップルにより指定されている認定継続要件の遵守を持続するための追加の手続きが必要になります。認定者は本認定を維持するためにすべての認定継続要件を満足しなければなりません。アップルは、独自の裁量により随時、認定要件（新規および継続の両方）、認定証、アップル認定ロゴを変更または修正することがあります。アップルは、認定者が現在保持している任意の認定に対する認定要件の変更を、アップルに提供されている電子メールアドレスに電子メールで通知するための商取引上合理的な努力を払います。認定者は、修正された認定要件の遵守を維持するため、適用されるポリシーで規定されている期間内に変更された要件に従う必要があります。適用されるすべての継続認定要件または変更された継続認定要件への遵守を怠った場合、第10条に従って本契約は終了します。

4. 認定者の表明 認定者はアップルに対して、認定者が提供するすべてのサービスおよび認定者がアップル認定者として実施するすべてのビジネスは、次のとおりであることを表明し保証します： (i) アップルまたは同社の製品の評判を傷つけないこと、 (ii) 欺瞞的、詐欺的、あるいは非倫理的な行為に従事しないこと、 (iii) アップルの代理としてお客様に対し、いかなる表明、保証、または保証契約も行わないこと、 (iv) 適用されるすべての日本法ならびに地

方自治体の条例規則（認定者の専門的地位および認定要件を規制する法律ならびに米国輸出規制を含みますがこれに限定されません）およびその他の適用可能な行政機関の法律、規則、条例を遵守すること、（v）アップルのソフトウェア、開発ツール、およびその他の製品のすべての知的財産および所有権すべての保護に応じること、およびならびに（vi）アップルのソフトウェアかまたはツールまたはもしくはその両方に対して、オブジェクトコードを抽出して人間が解読できる形式（ソースコード）を得るために、オブジェクトコードを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、またはその他の方法で変換したり抽出したりしないその他の破壊行為や試みを行わないこと。

5. 認定証およびロゴ使用許可 新規認定の要件を満たし、適用されるすべての継続認定要件を遵守して継続すると、アップルは、認定者がアップル認定ロゴ使用ガイドラインおよび本契約の諸条件に従って、付与されたアップル認定証を使用し、対応するアップル認定ロゴを使用することを認めます。本契約で明示的に付与されないすべての権利は、アップルが留保します。認定者は、アップルが単独でアップル認定ロゴおよび認定証の所有権を持つこと、および本契約のどの条項も、認定者のアップル認定者としての行為あるいは別に法律により黙示的に導かれるとしても、認定者に対し、本契約で明確に付与される認可以外、アップル認定証またはロゴにおける権利、所有権、または利益を与えるものではないことを了解したものとします。認定者は、本契約またはロゴ使用ガイドラインに記述されている以外のいかなる方法でも、ロゴを使用または複製してはなりません。認定者は、本契約の期間中または本契約の解除もしくは満了後、アップル認定ロゴおよび認定証におけるアップルの権利を損なう方法でアップル認定ロゴおよび認定証を使用してはならず、また、アップル認定ロゴまたは認定証におけるアップルの権利を妨げたり損なったりする行動をとってはなりません。本契約および本契約で参照されている他のすべての条件およびポリシーで明示的に規定されている場合を除き、本契約のどの条項も認定者に対してアップルの商標、サービスマーク、またはロゴの使用を認可するものではありません。

6. 保証の放棄 適用法で認められている範囲において、アップルは、商品性および特定目的適合性に関する保証を含め、これに限定されることなく、認定資格試験に関連するあらゆる法定または暗黙の保証を明確に放棄します。

7. 責任限定 法律で認められている範囲において、本契約条件に基づくアップルの責任は、認定者が認定資格試験に対して支払った金額に限定されます。いかなる場合も、アップルまたは関連会社、あるいはその役員、取締役、従業員、代理人、もしくは代表者は、保証もしくは条件違反の結果またはいかなる法理論に基づいて生じた、間接的、付随的、直接的、二次的、懲罰的、または特別損害についても、アップルが当該損害の生じる可能性について助言を受けていたとしても一切の責任を負わないものとし、これらの損害は、用途の喪失、収入の喪失、実利益もしくは予想利益の損失（契約上の利益の喪失を含みます）、金銭使用の喪失、予定貯蓄の喪失、ビジネスの喪失、機会の喪失、営業権の喪失、評判の喪失、データの喪失、損傷、破損、もしくはセキュリティ侵害、または、認定者の資格認定、資格認定獲得の失敗、もしくはアップル認定ロゴもしくは認定証の使用もしくは使用不能から生じたかまたはそれに関連して生じた、または認定者の認定の解除もしくは取消から生じたかまたはそれに関連して生じた、二次的もしくは間接的な損失もしくは損害を含みますが、これに限定されません。認定者が購入された国または異なる場合は居住国における消費者保護に関する法律または規則によって保護される場合、本契約条件によって与えられる利益は、当該消費者保護法および規則で与えられるすべての権利および救済手段に追加されるものです。国および管轄権によっては付随的もしくは結果的損害の例外もしくは制限、または黙示保証もしくは条件の期間に関する例外や制限を認めていないので、これらの制限または例外は認定者に該当しない場合があります。本契約は認定者に対して特別な法律上の権利を与えるものであり、認定者は国や地域によって異なるその他の権利も有することがあります。

8. 補償 認定者は、アップルは認定者または認定者の従業員、代理人、クライアントもしくは顧客のいずれに対しても責任を負わないこと、ならびに認定者は、アップル、アップルの関連会社、子会社、およびそれらの役員、取締役、従業員、代理人、継承者および譲受人を、以下から生じるあらゆる訴訟、請求、要求、もしくは責任のいずれかまたはそのすべて（人的傷害または製造物責任の請求を含みますがこれに限定されません）から擁護、補償し無害に保つことに同意していただきます： (i) 認定者のアップル認定ロゴおよびアップル認定証の本契約の条項と矛盾する方法での使用、 (ii) アップル認定者としての認定者のサービスの実施、広報宣伝、販売、もしくは配布、または (iii) 本契約の条項に従ったアップルによる本契約の解除。管轄地域によっては、ある特

定の状況（例えば、死去、人的傷害、重過失、または意図的な違法行為など）では、責任制限認めないため、認定者に対して前述の損失補償が適用されないことがあります。本条項に基づいてアップルが認定者から補償を求める場合、アップルは補償を求める対象となったアップルに対して申し立てられた請求を書面で速やかに認定者に対して通知します。アップルは、自己の判断で、独自の裁量により、自ら選定する弁護士とともに当該請求の弁護を完全に支配する権利を留保します。認定者は、アップルの書面による事前の承諾なしに、いかなる方法においても、アップルの権利に影響を及ぼしたり、アップルを拘束したりするような第三者との契約を締結してはなりません。アップルが当該請求の弁護を支配する場合、アップルは、認定者の書面による事前の承諾なしに、認定者からの支払を求める当該請求を解決しません。認定者は、アップルからの要請に応じて、前述に関連し、請求についての判断またはその解決に加え、弁護士の費用および経費を含みますがこれに限定されない、当該請求の弁護においてアップルが合理的に支出した経費をアップルに返金しなければなりません。

9. 機密保持 アップル認定資格試験または機密情報へのアクセスを取得する場合は、誰でも当該情報の機密性を保持する義務を負います。本条項の条件に違反したことが発覚した場合、いずれの認定資格についても永久的に資格を取得することができなくなり、アップル認定資格プログラムおよびそれに関連して現在認められているすべての資格証明が取り消されることとなります。認定者は、同様の重要性を有する自己の秘密および専有情報を保護する際に認定者が払う注意と少なくとも同等の注意であって、ただし、合理的な程度の注意を下回らない注意を払って機密情報を保護することに同意します。（機密情報）受領者は、アップルの機密情報を本契約の目的に関連して評価の目的のみにおいて使用することに同意します。認定者は、機密情報を開示、公開、流布しません。認定者は、法の要求する範囲において機密情報を開示することができます、ただし、機密情報を開示する前にかかる要求をアップルに通知すべく、また、機密情報が保護的取扱を受けるよう合理的措置を講じます。本契約で明示的に定めのない限り、機密情報に関するいかなるライセンスまたはその他の権利も黙示的なものを含め本契約で付与されず、アップルがすべての権利を保持します。本契約中のその他の条項にかかわらず、認定者がアップルに対しアップルの機密情報に関連してアイデア、提案または勧告（「フィードバック」）を提供した場合、アップルは、認定者に対し使用料または他の対価を支払うことなく、このフィードバックを自由に使用し、アップルの製品に組み込むことができます。ただし、アップルは、このフィードバックにおいて認定者の特許権、

著作権または商標権を侵害しません。本契約は、いずれかの当事者の特許、著作権、または商標のいずれかの権利を使用許諾したり、放棄したりすることを意図したものではありません。

10. 契約の有効期間と解除 本契約の当事者はいずれも、相手方当事者に対して30日前に書面で通知することにより、理由の有無にかかわらず、いつでも本契約を解除できます。アップルは、以下の事項のいずれか（それぞれ「原因」といいます）が生じた場合、本契約が関連する任意の認定およびアップル認定証の解除および取消、ならびに認定者の該当するアップル認定ロゴの使用の終了を含めて、直ちに本契約を解除することができます： (i) アップル認定証およびロゴに使用を規定する条件を含み、これに限定されず、本契約のいずれかの条件に認定者が従わなかった場合、 (ii) 認定者がアップルのいずれかの企業秘密もしくは機密情報（認定者が機密保持義務のあるアップル認定資格試験もしくは機密情報に関する情報を含みますがこれに限定されません）を不正流用もしくは開示したか、またはアップルのその他の知的財産権を侵害したか、または法律によって禁じられているその他の活動に従事した場合、 (iii) 関連する認定の適用される継続認定要件を遵守しなかった場合、または (iv) 政府機関、監督官庁、または裁判所により、認定者の認定が関連するアップル製品に関して認定者が提供したサービスに何らかの不具合があると判断された場合。上記のいずれかの事項が生じた場合、アップルは本契約の解除を書面で通知することができます。本契約の解除の直後に、認定者は、本契約が関連する認定に対応するアップル認定証およびロゴの使用を直ちに終了しなければなりません。アップルによる本条に基づく解除は、本契約に基づいて、または法律、衡平法上もしくはその他によりアップルが有するいかなる権利も害されることはありません。第6条、第7条、第8条、第9条、および第14条は、本契約がいかなる理由で解除された場合においても存続します。

11. 当事者関係 認定者は、本契約のいずれの条項も、認定者とアップルの間にパートナーシップ、共同事業、または代理店関係を築いたり、フランチャイズ権を付与したりするものと解釈されないことを承認します。認定者は、いかなる方法によっても、アップル認定ロゴおよび認定証に関連してお客様に提供されているサービスがアップルによって提供、後援されている、もしくはアップルに何らかの関連がある、または認定者がアップルによって雇用、提携、もしくは後援されていると広告、宣伝、または示唆してはなりません、ただし、認定者が、アップル製品の特定バージョンについて適用されるアップル認定資格試験および認定継続要件に十分な成績で合格していることを含み、取得してい

る特定の認定についてすべての要件を十分に満足している旨の表明は除きます。認定者は、本契約の有効期間中、アップル製品に関連するサービスを提供する場合に依拠する各契約において、以下の文言を記載します：「アップルは本契約に対する当事者でなく、本契約の対象であるいずれのサービスに関していかなる責任もありません。適用される各アップル認定証は、私が、該当するアップル認定資格要件を十分な成績で修了したことを示すもので、これは、関連するアップル製品について、ソリューションの実施、サポート、および保守を行うために必要な技能に相当します。本契約に基づいて私が提供するサービスは、アップルによって提供、ライセンス付与、保証、または後援されているものではありません。」

12. アップル；準拠法 「アップル」とは、認定者の居住国により、下記の表の法人とします。本契約条件は、当該試験が実施される国の法律または異なる場合には居住国の法律を準拠法とし、該当する国の裁判所が管轄を有することが同意されたものとします。

13. データ保護 認定者は、アップルが認定および試験の成績を処理するために認定者のデータを収集、処理、および使用する必要があることを同意および理解し、アップルのポリシーと適用法に従うことを確認していただきます。特定の認定資格プログラムの一部として、アップルは、随時、製品について問い合わせたり、認定者のアドバイスやサポートを得たりするために認定者への連絡を希望するお客様やパートナーに対して認定者の情報を渡すことができます。前述を除いて、アップルは、アップルプライバシーポリシー

(<http://www.apple.com/jp/legal/privacy/>) に従って認定者の情報を保護します。認定者に関してアップルが保持している情報にアクセスしたい場合や変更したい場合は、<http://www.apple.com/contact/myinfo>にアクセスして認定者の連絡先情報の更新し、適用されるアップル認定資格プログラムに関する認定者の情報を更新する方法については、関連するアップル認定資格ポリシーを参照してください。

14. 一般 本契約条件に基づいて認定者の権利および義務を譲渡することはできません。許可されていない譲渡はいずれも無効となります。アップルは、自身が合理的に制御できない成果や遅延について責任を負いません。本契約条件に基づく違反や不履行に対する権利の放棄は、その後に発生する違反や不履行に対する権利の放棄を構成するものではありません。管轄権を有する裁判所が、本契約条件の任意の条項が無効で法的強制力を持たないと判断した場合でも、



本契約の残りの部分は存続し、かつ効力を保持するものとし、本契約当事者双方は、無効または法的強制力のない条項を、本契約の当事者双方の当初の意図と本契約条件の経済効果を達成する有効で法的強制力のある条項と置換えることができます。本契約で参照される追加の条件を含め、本契約条件は、アップル認定資格に関して、アップルと認定者との間で完全合意を構成し、主題に関する以前のすべての交渉、合意、および理解に取って代わり、本契約に対するいかなる条項の追加や削除、または変更も、書面によって作成され、アップルの権限を有する代表者が署名または記名捺印したものでない限り、アップルを拘束するものではありません。その他のいかなる書面によって認定者により作成された条項や条件は、いかなる効力や効果も持たず、明確に拒絶されます。アップルは、本契約を、通知することなく、いつでも変更する権利を留保します。本契約に対する変更通知は、アップルがアップル認定公開用ウェブサイトに変更を掲載することにより行われ、掲載時点で変更が通知されたとみなされます。認定者は、アップルによる当該変更を30日を超えない範囲で、商業取引上合理的な期間内に実施します。

## 国別条項

「アップル」とは、購入国または居住国により、下記の表の法人とします。以下の国別特記は、本契約条件の他のいずれかの条項と矛盾する場合に適用されます：

購入または居住国／地域	アップル	住所	国別特記
Americas			
Brazil	Apple Computer Brasil Ltda	Av. Cidade Jardim 400, 2 Andar, Sao Paulo, SP Brasil 01454-901	N/A
Canada	Apple Canada Inc.	7495 Birchmount Rd.; Markham, Ontario,	N/A

Canada	Apple Canada Inc.	7495 Birchmount Rd.; Markham, Ontario, Canada; L3R 5G2 Canada	N/A
Mexico	Apple Operations Mexico, S.A. de C.V.	Av. Paseo de la Reforma 505, Piso 33, Colonia Cuauhtemoc, Mexico DF 06500	N/A
United States and Other Americas Countries	Apple Inc.	1 Infinite Loop; Cupertino, CA 95014, U.S.A.	N/A
Europe, Middle East and Africa			
All Countries	Apple Sales International	Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Ireland	N/A
Asia Pacific			
Australia, New Zealand	Apple Pty. Limited	PO Box A2629, Sydney South, NSW 1235, Australia	N/A
Hong Kong	Apple Asia Limited	2401 Tower One, Times	N/A

India	Apple India Private Ltd.	19th Floor, Concorde Tower C, UB City No 24, Vittal Mallya Road, Bangalore 560-001, India	N/A
Japan	Apple Japan Inc.	3-20-2 Nishishinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo, Japan	N/A
Korea	Apple Computer Korea Ltd.	3201, ASEM Tower; 159, Samsung-dong, Kangnam-gu; Seoul 135-090, Korea	N/A
Afghanistan, Bangladesh, Bhutan, Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Singapore, Nepal, Philippines, People's Republic of China	Apple South Asia Pte. Ltd., Apple Computer Trading (Shanghai) Co. Ltd (People's Republic of China)	7 Ang Mo Kio Street 64 Singapore 569086; (China) B Area, 2/F, No. 6 Warehouse Building, No. 500 Bing Ke Road, Wai Gao Qiao Free Trade Zone, Shanghai, P.R.C.	N/A
Taiwan	Apple Asia LLC	16A, No. 333 Tun Hwa S. Road. Sec. 2,	N/A

Taiwan	Apple Asia LLC	16A, No. 333 Tun Hwa S. Road. Sec. 2, Taipei, Taiwan 106	N/A
--------	-------------------	--	-----